

2013年度 全国統一要約筆記者認定試験 筆記試験 問題用紙

2014年2月23日(日)

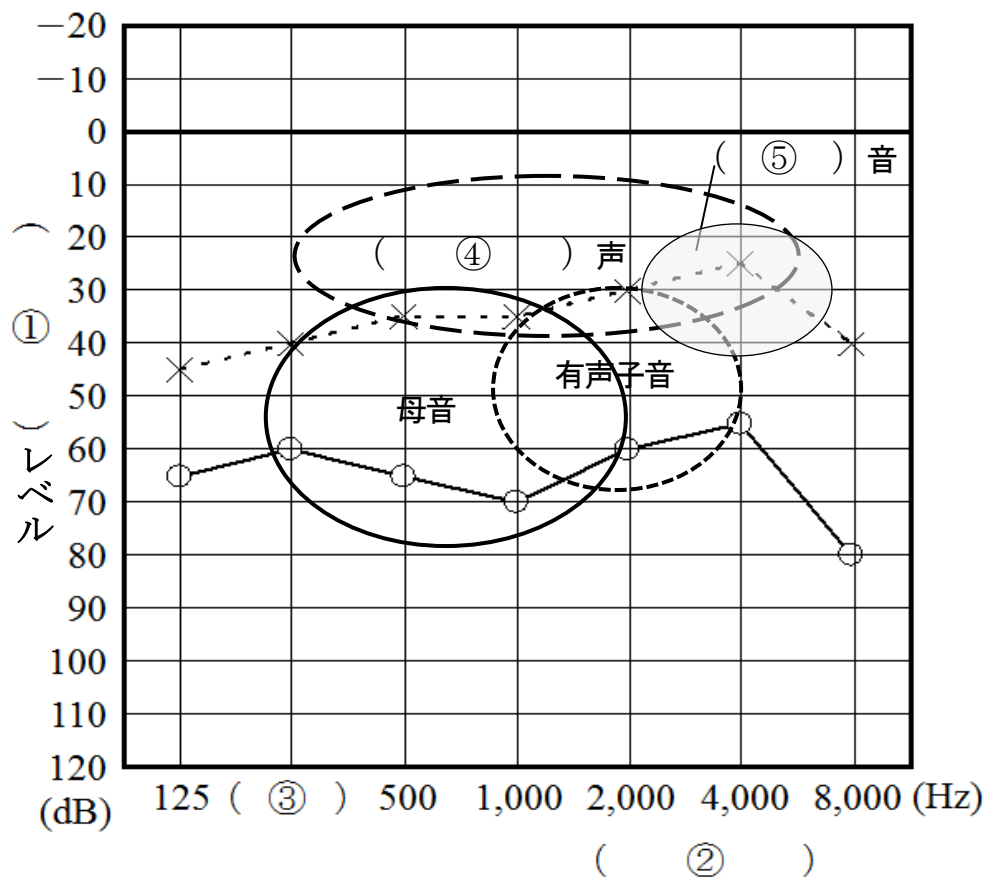
- *これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。
- *用紙が配布されても合図があるまで開かないでください。
- *「アルファベット」や「ひらがな」と指定のない場合は、一般的な日本語の表記をしてください。
- *試験終了後、問題用紙も回収しますが、メモなどは消さなくてもかまいません。

- (4) 補聴器や人工内耳の効果の最も得られやすい環境はどれか。
- ア 早口の人との会話
 - イ 機械を介した音声
 - ウ 1対1の会話
 - エ 距離のある場所での会話
- (5) 身体障害者福祉法別表による聴覚障害の認定基準に示されていないものはどれか。
- ア 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上
 - イ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
 - ウ 高齢難聴による低音の聞き取りが日常的にできないもの
 - エ 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

I-3 図について以下の問いに答えなさい。

- (1) 図に関連する①～⑤を書きなさい。

- ① 図の縦軸は () レベルという。
- ② 図の横軸は () を表す。
- ③ () Hz
- ④ () 声の領域
- ⑤ () 音の領域



II-1 次の問いに合うものをア～エから選び、記号を記入しなさい。

- (1) 日本国憲法第99条には、「憲法尊重擁護義務」の規定が置かれている。憲法を尊重し擁護する義務を負うべき人に含まれない人が入っている組み合わせ。
- | | |
|-----------|------------|
| ア 天皇、摂政 | イ 国会議員、国民 |
| ウ 裁判官、公務員 | エ 国会議員、公務員 |
- (2) 1980年にWHOから出された国際障害分類での障害のとらえ方にないもの。
- | | |
|-------------|------------|
| ア 社会的障害（不利） | イ 機能障害 |
| ウ 相互作用 | エ 能力障害（不全） |
- (3) 2013年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されるまでの記述として適切でないもの。
- ア 障害者自立支援法制定時は「応益負担」の仕組みが打ち出されていた。
- イ 障害者自立支援法の「自立支援給付等」や「地域生活支援事業」の枠組みは障害者総合支援法にそのまま移行されている。
- ウ 支援費制度から障害者自立支援法までは、措置制度の仕組みであった。
- エ 障害者総合支援法の「意思疎通支援事業」とは障害者自立支援法の「コミュニケーション支援事業」から改称したものである。
- (4) 障害者福祉の理念として示される言葉で適切でないもの。
- | | |
|-------------|-------------|
| ア 生活自助 | イ 自己決定 |
| ウ ADLからQOLへ | エ 当事者主権（主義） |
- (5) 2010年6月に「障がい者制度改革推進会議」が出した「第一次意見」で、今後の法整備の方向性として目指した3つに含まれないもの。
- | | |
|--------------|--------------|
| ア 障害者差別禁止法制定 | イ 障害者基本法改正 |
| ウ 障害者権利条約批准 | エ 障害者総合福祉法制定 |

II-2 次の文が正しければ○、間違っていたら×をつけなさい。

- (1) 一般に人権の分類としてあげられているのは、受益権、自由権、生活権、社会権の4つである。
- (2) 社会福祉という言葉が日本の法律にはじめてつかわれたのは、社会福祉法である。
- (3) 2000年に改正された社会福祉法では、第2種社会福祉事業として5つの事業が追加された。
- (4) 2005年に成立した障害者自立支援法は、2008年に多くの障害者が原告となって違憲訴訟を起こし、2010年1月に原告団は勝訴した。

- (5) 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は超党派の議員立法により 2011 年に成立した。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、2013 年に成立し、2014 年に施行される。
- (7) エンパワーメントの概念は、1970 年代のアメリカの生活困窮者への対応実践から生まれた。
- (8) 障害者総合支援法の福祉サービスでは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」があり、要約筆記事業は後者に含まれる。
- (9) 古代社会においては、相互扶助という救済が共同体を維持する形態があった。
- (10) 朝日訴訟とは、生活保護の支給基準を巡って争われた訴訟について朝日新聞が追及したことからこのように呼ばれている。

II-3 次の文中の（ ）の中に適切な語句を記入しなさい。

- (1) 2013 年に国会で障害者権利条約の（ ① ）が承認され、2006 年の国連での（ ② ）、2007 年の日本政府の（ ③ ）から一步前進したといえる。
- (2) 障害者権利条約第 2 条では、5 つのキーワードが定義されている。「（ ④ ）」、「言語」「障害に基づく（ ⑤ ）」「合理的配慮」「（ ⑥ ）デザイン」の 5 つである。
- (3) 精神障害者の社会参加と自立した生活のために、専門的知識と技術をもちいて、（ ⑦ ）と福祉の両面から必要な相談を行うのが、（ ⑧ ）で、アルファベットでは、P SW で表わされる。聴覚障害者のメンタルヘルスのキーポイントは、「（ ⑨ ）心をいかに保つか」に尽きるともいわれている。
- (4) 2013 年 4 月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業が（ ⑩ ）%、国や地方公共団体が（ ⑪ ）%になった。また、従来の従業員が 56 人以上から、事業主の範囲も 50 人以上に改正された。
- (5) 2012 年 7 月に発足した「障害者（ ⑫ ）委員会」は、障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会での議論の蓄積をもとに差別禁止に関する「部会意見」を出した。ここでは、障害に基づく差別が「不均等待遇」と「（ ⑬ ）の不提供」とに分類されている。
- (6) 1970 年代、欧米では大規模施設より、（ ⑭ ）社会での自立した生活が求められるようになっていたが、（ ⑮ ）では好景気に後押しされた施設施策が中心だった。

- (2) 要約筆記者が、要約筆記した情報（内容）は、本来その発言者や（⑥）者に帰属する。そこでの情報を外部に（⑦）させないことは（⑧）であり、要約筆記という通訳行為の（⑨）性が保たれるだけでなく、派遣事業を機能させる意味での（⑩）的責任でもある。
- (3) 共有情報の活用の延長線上に背景知識がある。人の話を理解するためには、語彙情報だけでは不足であり、言語通訳でも「通訳は言語能力半分、（⑪）が半分」といわれる。
- (4) 要約筆記者養成カリキュラム策定の経緯のなかで、2つの（⑫）と5つの到達目標が検討された。前者で「権利擁護のための要約筆記」「（⑬）としての要約筆記」が示され、後者で新しい要約筆記者像が描かれた。
- (5) 話しことばの特徴として、その場で考えて話すということがあげられる。そのために（⑭）の関係が整っていない、無意味な（⑮）などがある。

Ⅲ-3 次の文が正しければ○、間違っていたら×をつけなさい。

- (1) 岩波書店発行の「音から隔てられて」は昨年重版された。
- (2) 障害者総合支援法における意思疎通支援関連事業では、障害者自立支援法と比べると市町村と都道府県の役割が明確になった。
- (3) 要約筆記での「読みやすさ」とは、画面に表示された文字が少ないことである。
- (4) 要約筆記における同時性とは、「参加の保障」と「記憶の保持」を保つものである。
- (5) 要約文を作成するときの手法として、「省く」「縮める」「換える」だけでなく、「補う」ことも含まれる。
- (6) 文章要約の型を「骨格法」と「凝縮法」に分けると、要約筆記での要約は、「凝縮法」に近い。
- (7) 全体投影場面とノートテイク場面における利用者の視線移動の負担は、一般に全体投影の方が大きい。
- (8) ノートテイク場面では、利用者に合わせた個別の対応とともに派遣事業を支える普遍的な対応も求められる。
- (9) 要約筆記者が現場で十分な仕事を遂行するためには、要約筆記派遣事業体やコーディネータの役割も重要であり、依頼者との連携も求められる。

- (10) 要約技術の「文末処理」の1つに助詞止めがあり、発言内容が確定・断定していたり、強調の要素が表されているときには有効な方法である。

Ⅲ-4 以下の設問に答えなさい。

- (1) 職場研修でのノートテイク場面。休憩中に隣席の人が利用者に話しかけてきた。利用者が聞き返した後で、話しかけてきた人に筆談を頼んで書いてもらおうとしたので、即座に「要約筆記に来ているので、ノートテイクします」と割って入った。

ア. この対応は適切か、不適切か。

イ. 理由を80字以内で書きなさい。

- (2) 要約筆記に適さないその場の音声情報にはどんなものがあるか、3つあげなさい。
また、そのときの最善の対応として考えられることを3つあげなさい（3項目は対応している必要はない）。

Ⅳ-1 次の説明の正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 世界には多数の言語が存在するが、現在ではすべての言語の系統的なつながりが解明されている。
- (2) 言語として人間が発する実際の音のことを「音声」というが、標準的な日本語で「し^いん^ぶん^ん」を発音すると、「^いん^ん」と「^いん^ん」の音声は異なる。
- (3) 「ここは 東京。」という文は、イントネーションの違いで平叙文になったり疑問文になったりすることがある。
- (4) 「漢語」とは、漢字で表記されているものすべての単語のことである。
- (5) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)によれば「通る」は「とおる」と表記するのが普通である。
- (6) 「外来語の表記」(1991年内閣告示)によれば、「ベーターベン」「ベーターヴェン」のどちらの表記も許容されている。
- (7) 「廊下(ろ^いう^か)を走っては いけません。」と「あそこに かわいい 子牛(こ^いう^し)がいる。」において、「^いう^ん」と「^いう^ん」の発音は異なっている。

- (8) 「音」という漢字の読み方で「オン」と読むのを訓読み、「オト」と読むのを音読みという。
- (9) 日本語で「挨拶」という単語は4音節である。
- (10) 現在わが国で単語は、その出自の違いにより、和語、漢語、膠着語の3つの語種に分けることができる。

IV-2 つぎのかっこに当てはまる言葉を記入しなさい。

1. 子音とは、口腔のどこかで息が妨げられて発せられる音で、(①) の振動の有無、調音の位置、息の流れの妨げ方の3点で分類される。
2. 英語のアクセントは強弱アクセントであり、日本語のアクセントは(②)アクセントである。
3. 「犬が 歩く。」の「歩く」は動詞であり、「あの 犬の 歩きは 速い。」の「歩き」は(③)である。
4. 「母」を、「おかあさま」と表現したり、「おふくろ」と表現することで、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を、単語の(④)という。
5. 日本語の表記において、ごく一般に、ひらがなに漢字・カタカナをまじえて使用する文を(⑤)という。

IV-3 次の文に適切な言葉をア～エのなかから選びなさい。

- (1) 「南向きの 縁側に 日が ぼかぼか 当たっている。」の ぼかぼか は、(ア 南向きの の イ 縁側に ウ 日が エ 当たっている) を修飾している。
- (2) 「公用文における漢字使用等について」(2010年内閣訓令)によれば、()の表記が望ましい。
- ア 従って、今後の財政負担がさらに増えていく事が予想されるため、私どもの要求が直ちに受け入れられることを望みます。
- イ したがって、今後の財政負担がさらに増えて行くことが予想されるため、私共の要求が直ちに受け入れられることを望みます。
- ウ したがって、今後の財政負担がさらに増えていくことが予想されるため、私どもの要求が直ちに受け入れられることを望みます。
- エ したがって、今後の財政負担がさらに増えていくことが予想されるため、私どもの要求がただちに受け入れられることを望みます。

(3) 「常用漢字表」(2010年内閣告示)の表中には、次の下線部(ア 皮膚 イ 憂鬱
ウ 語彙 エ 障碍)の漢字は含まれていない。

(4) 「送り仮名の付け方」(1973年内閣告示、1981年に一部改正)によれば、「うけたまわる」
は(ア 承る イ 承わる ウ 承まわる エ 承たまわる)と表記されるのが普通である。

(5) 「暴風雨で 船が ⁱ沈む。」と「試験に 落ちて 気持ちが ⁱⁱ沈む」の「ⁱ沈む」とい
う単語と「ⁱⁱ沈む」という単語の関係は、(ア 多義語 イ 同音語 ウ 反義語 エ 類
義語)である。